

### 健康づくり

## ヘルシーキャンパ IN ぽっぽ町田

健康づくりのイベントです。楽しい一日を過ごしませんか。  
 日時 11月23日(祝) 午前11時～午後3時45分  
 会場 ぽっぽ町田イベント広場

内容 子ども腕相撲大会(対象 小学3～6年生、各学年先着40人、申し込み電話で11月22日まで)(特)にのくの会、723・8763へ)、「笑い健康」笑み筋体操(講師 筑波大学准教授・林啓子氏、午後1時15分・3時の2回)、血管年齢測定、骨量測定(先着100人)、体にいいエクササイズ、認知症疑似体験ほか  
 問健康課 ☎725・5178

### 第13回

## ごみゼロ

### 市民会議 (全体会と報告)

傍聴を希望される方は、事前にごみ減量課(☎797・0530)へご連絡下さい。  
 なお、会議の進行状況によっては、内容が変更される場合があります。

日時 11月17日(土) 正午～午後4時  
 会場 町田市教育センター(木曾町713・2)  
 定員 20人(申し込み順)

### お知らせ

## 募集

### ひなた村臨時職員

対象 子どもが好きな方  
 勤務期間 2008年3月1日～9月30日の平日(応相談)  
 勤務時間 午前8時30分～午後5時  
 勤務内容 小学生の総合体験学習の補助(住居作り等の縄文体験)及び各種ひなた村事業の補助  
 選考 書類審査のうえ面接  
 募集人員 若干名

### 公開しています

## 町田市環境審議会

傍聴を希望される方は、11月14日の午後5時までに環境保全課(☎724・2711)へご連絡下さい。  
 日時 11月15日(木) 午後6時30分～8時  
 会場 市役所本庁舎3階市長公室  
 議題 環境基本計画後期実施計画の策定についてほか  
 定員 5人(申し込み順)

## 町田市外郭団体 監理委員会

傍聴を希望される方は往復八幡に「第5回町田市外郭団体監理委員会」と書き、住所・氏名・電話番号を明記し、11月16日まで(必着)に行政管理課(〒194・8520、中町1・20・23、☎724・2108)へ。  
 日時 11月26日(月) 午後3時～5時  
 会場 市役所森野分庁舎4階第二会議室  
 定員 10人(抽選)

## 「広報まちだ」からの お知らせ

「広報まちだ」等の広報紙は、新聞折り込みのほか、市内各施設などで拠点配布を行っています。これらの方法で入手できない方には、郵送による配布(送料自己負担)を行っています。

また、高齢(おおむね65歳以上)または体が不自由(おおむね身体障害者手帳4級以上)などの理由で配布場所に行くことが困難な世帯については、無料配布を行っています。  
**【声の広報・点字版広報まちだ】**  
 目の不自由な方には「声の広報(カセットテープ)」及び「点字版広報まちだ」の無料配布を行っています。  
 申込方法等詳細は広報広聴課広報係(☎724・2101)へお問い合わせ下さい。

## 自動体外式除細動器 (AED) の貸し出しをしています

AEDは、突然の心停止(細動)の際、できるだけ早期に使用することで救命の確率を高めることができる医療機器です。イベントの際などに活用下さい。  
 対象 市民が参加する催しを行う、市内で活動している団体  
 貸出期間 最長で貸出日を含む1週間(6泊7日)  
 貸出条件 催し期間中、一定の有資格者(AEDの操作を含む普通救命講習会  
 医師、看護師、保健師、救急救命士のいずれか)を配置していること  
 申し込み 貸出希望期間  
 定員 10人(申し込み順)



## ご案内

### 市民農園などで作った農産物を品評会に出品してみませんか

近年、市民農園や家庭菜園などで野菜を作る方が増えています。中には農家の方も目を見張るような立派な野菜を作る方もいます。作った農産物を品評会に出品してみませんか?  
 11月24日、25日で行われる農業祭「太陽と緑のまつり」の農産物

品評会で審査し、展示・即売する予定です。  
 出品資格 市内在住の方が、市内で作った農産物  
 出品方法 11月24日午前7時30分～8時30分に野津田公園陸上競技場前農産物品評会場に直接お持ち下さい  
 出品点数 1出品者が1種類につき1点(種類は何点でも可)  
 出品する野菜に応じて規格があります。詳しくは市役所森野分庁舎2階の農業振興課に置いてある出品規格をご覧ください。  
 手作り農産物の品評会には農家の方の出品はご遠慮下さい。  
 出品された農産物はお返すことはできません。  
 問農業振興課 ☎724・2166

## 美術館この1点

問国際版画美術館 ☎726・2771

## 川西英「古道具屋」

自転車、ランプ、人形・雑多な品物が並ぶ古道具屋の店先。鮮やかな赤とそれをひきしめる黒が印象的です。この作品には木版ならではの表現が活かされています。  
 右下の襷を見て下さい。輪郭線が赤い面と、襷の口を示す黒の面とで表されています。白い模様はまた違った面白さを生みだしているのです。11月25日まで開催中の



川西英「古道具屋」 1941年 木版多色

## 選挙管理委員会からのお知らせ 郵便等による不在者投票

- 郵便等による不在者投票とは？  
 身体に重度の障がいがあり、投票所へ行くことが困難な方が、郵便等のやりとりによって自宅等で投票できる制度です。
- 該当となる方は？  
 代理記載制度の該当者を除いてご自身で字を書くことができ、下記のいずれかに該当される方  
 介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5である者として記載されている方 注  
 身体障害者手帳をお持ちの方で下表の障がいに該当する者として記載されている方  
 戦傷病者手帳をお持ちの方で下表の障がいに該当する者として記載されている方
- 申請方法は？  
 いつでも申請できます。選挙管理委員会にある申請書にご記入のうえ、介護保険の被保険者証、身体障害者手帳または戦傷病者手帳を添えて申請して下さい(申請書は郵送もします)。該当となる方に郵便等投票証明書を交付します。
- ご注意  
 申請後、郵便等投票証明書を交付するまでに2か月程度かかることもあります。郵便等投票証明書には、有効期限があります。有効期限が過ぎた場合は、あらためて申請手続きが必要です。特に選挙直前だと間に合わないこともあります。申請はお早めに！

問選挙管理委員会 ☎724・2168

介護保険被保険者証	身体障害者手帳		戦傷病者手帳	
	要介護状態区分	障がいの程度	障がいの程度	障がいの程度
要介護5	両下肢幹体移動機能	1・2級	心臓呼吸器腸胃腸小腸	1・3級
注			心臓呼吸器腸胃腸小腸	1・3級
			両下肢幹体	特別項症～第2項症
				特別項症～第3項症

代理記載制度について 上記のいずれかに該当され、かつ身体障害者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が1級または戦傷病者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症までである者として記載されている方で、ご自身で字を書くことが困難な方は、あらかじめ選挙管理委員会の委員長に届け出た者(選挙権を有する者に限る)に投票に関する記載をさせることができる制度です。手帳の級が上記級であっても、手帳に複数の障がい名または、表以外の障がい名が記載されている場合は該当しないこともあります。